



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公金の徴収に関する事務の委託（子育て支援課） 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路街路課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 2

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 3

選挙管理委員会事項

- 沖縄県知事選挙における政見放送を行うこととなる基幹放送事業者等 3
- 沖縄県知事選挙における手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者 4
- 沖縄県知事選挙における選挙人名簿の登録基準日等 4
- 沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する告示 4
- 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示 5

告 示

沖縄県告示第315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 保育士等登録申請手数料、保育士登録証等書換え交付手数料及び保育士登録証等再交付手数料の徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

沖縄県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、福嶺地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間 令和 8 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第317号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊良部加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和 4 年沖縄県告示第312号で同意の認定をした与那原加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 今帰仁村天底から上運天まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 7 月 31 日から令和 9 年 2 月 15 日まで
- 3 作業種類 公共測量（2 級基準点測量、4 級基準点測量、4 級水準測量、UAV レーザ測量、UAV 写真測量及び数値地形図データ作成）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 3 月 24 日 沖縄県指令土第294号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原280番 2 及び280番 3 のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎一丁目33番18－201号コーポ清昌丸 上原剛
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月 13 日 第5061号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月 30 日

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示 8 第 4 号

沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 6 号（漁業法に基づく指示事項）の一部を次のように改正し、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

様式を次のように改める。

様式（第 3 関係）

漁獲実績報告書														
														年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿														
														住所
														漁業団体の名称
														漁業団体の長の氏名
年漁獲実績														
漁業の名称	漁獲量及び金額	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
ウニ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
イセエビ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
セミエビ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
ゾウリエビ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
タコ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
シャコガイ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
タカセガイ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
ヤコウガイ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													
サザエ漁業	漁獲量 (kg)													
	金額 (円)													

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第29号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第 2 条第 7 項の規定により、令和 8 年 9 月 13 日執行予定の沖縄県知事選挙において政見放送を行うこととなる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

放送の種類	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1 回
	沖縄テレビ放送株式会社	1 回
	琉球朝日放送株式会社	1 回

ラジオ放送	株式会社ラジオ沖縄	1 回
-------	-----------	-----

沖縄県選挙管理委員会告示第30号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第 8 条第 7 項の規定により、令和 8 年 9 月13日執行予定の沖縄県知事選挙において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して録画をすることができる放送事業者は次のとおりである。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

日本放送協会沖縄放送局
琉球放送株式会社
沖縄テレビ放送株式会社
琉球朝日放送株式会社

沖縄県選挙管理委員会告示第31号

令和 8 年 9 月13日執行予定の沖縄県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 3 項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 被登録資格の決定の基準日 令和 8 年 8 月 26 日。ただし、年齢については令和 8 年 9 月 13 日
- 2 登録の日 令和 8 年 8 月 26 日

沖縄県選挙管理委員会告示第32号

沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程（昭和59年沖縄県選挙管理委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 市町村委員会は、ポスターを掲示する区画（以下「掲示区画」という。）の不足に備え、適当な数の予備の掲示区画を設けることができる。

第 6 条中「掲示場のポスターをはる箇所」を「掲示区画」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 第 3 条第 4 項の規定により、市町村委員会が予備の掲示区画を設ける場合における当該掲示区画に記載する区画の番号は、前項の規定にかかわらず、当該掲示区画を使用する予定の順序により表示するものとする。
- 3 掲示区画に不足を生じたため、市町村委員会が掲示区画を増設する場合における当該掲示区画に記載する区画の番号は、第 1 項の規定にかかわらず、当該掲示区画を使用する予定の順序により表示することができる。

第 8 条中「区画番号」を「区画の番号」に改める。

第 1 号様式備考 1 中「各ポスター」を削り、「区画番号」を「区画の番号」に改め、同様式備考 2 を削り、同様式備考 3 を同様式備考 2 とし、同様式備考 4 中「那覇市選挙区においては、」を削り、「困難な場合は」を「困難な場合その他特別の事情がある場合は、」に、「縦 3 段」を「縦 3 段以上」に改め、同様式

備考 4 を同様式備考 3 とする。

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 25 日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会告示第33号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 25 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前項」を「掲示場」に改め、「ことができる」を削り、「区画」の次に「（以下「掲示区画」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村委員会は、掲示区画の不足に備え、適当な数の予備の掲示区画を設けることができる。

第15条中「掲示場のポスターをはる箇所」を「掲示区画」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第12条第2項後段の規定により、市町村委員会が予備の掲示区画を設ける場合における当該掲示区画に記載する区画の番号は、前項の規定にかかわらず、当該掲示区画を使用する予定の順序により表示するものとする。

3 掲示区画に不足を生じたため、市町村委員会が掲示区画を増設する場合における当該掲示区画に記載する区画の番号は、第1項の規定にかかわらず、当該掲示区画を使用する予定の順序により表示することができる。

第12号様式備考1中「各ポスター」を削り、「区画番号」を「区画の番号」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4中「那覇市選挙区においては、」を削り、「困難な場合は」を「困難な場合その他特別の事情がある場合は、」に、「縦3段」を「縦3段以上」に改め、同様式備考4を同様式備考3とする。

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 25 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地